

2010年3月1日

第190号

エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)



主 記 事
・ 荏原ダイオキシン事件から10年
・ 武田薬品動物焼却炉の安全を求め要請
・ ゴミ有料化・高等裁判傍聴記
・ 湘南地域の農地保全に関する研究

事務局 〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

荏原製作所におけるダイオキシン事件から10年に

漁業関係者への風評被害が認定…勝訴

事件は平成4年11月頃から平成12年3月の間に、荏原製作所藤沢工場の廃棄物焼却炉からダイオキシン類が環境省の基準の8,000倍を超える高濃度の状態のまま河川(引地川系)に垂れ流されていたことが環境省の調査で確認され、新聞、テレビ等で全国的に報道されたことで、その後数年もの間、相模湾湘南地域の漁業関係者が営業上重大な影響を被ったことについて、裁判で会社に対して、漁業関係者に対する損害賠償が認められたものです。

この事件で注目されたのは、基準値の8,000倍以上という高濃度のダイオキシン類が、公共水域に安易に長期間垂れ流されていたということと同時に、当の排出源の会社が、環境機器を製造する日本有数の会社でありながら、同社の関係施設から出る大量のゴミを焼却処分する焼却炉からの排水を、未処理のまま河川に垂れ流していたことに、7年以上も気づかなかったということでした。

これは同社がその間、ゴミ処理施設の排水の検査を全くしていなかったということの意味するものであり、それがいかに社会的に無責任極まることであるかということです。

近年、ゴミ焼却炉から出される排気や排水中に、有毒なダイオキシン類が大量に含まれているということは、専門家のみならず、広く、市民の間に周知されていることでしたし、環境機器の製造販売を専門とする荏原製作所が、この問題の重大性を知らなかった筈はないのです。ですから、私たちは、この事件に対する同会社の責任を単なる配水管の誤接続というミスということで済まされる問題ではないということを裁判で強く主張し、その原因を明らかにするよう会社を追求しました。

3年余の審理の結果、平成18年7月横浜地裁は、全面的に会社の責任を認める判決を出しました。この裁判は、工場から排出されたダイオキシンによる人体などの直接の被害について争われた過去の公害裁判とは異なり、垂れ流しの事実が広く報道されたことによる漁業関係者の風評被害について、積極的に認定されたという点での先例となりました。

しかし、人体への実害の有無が中心的な問題とはされなかったということで、たやすく忘れられてはならず、この事件により、今後もこのような重大な環境汚染事件は、いつどこで発生するか分からないと言うことを、この事件は私たちに教えてくれています。

長谷川 幸

聞く耳持たぬか？ 東京高裁！

裁判初日に結審！ 判決言い渡しは、4月27日に。

横浜地裁は、平成21年10月14日、渡辺博明、小林麻須男、諏訪謙司の3氏が有料袋を使用しないで藤沢市が家庭ごみを収集する義務があるとの訴えを、棄却するとの不当な判決をしました。原告3人は自ら控訴理由書を作成し、東京高裁に控訴しました。

2月16日、東京高等裁判所825号法廷で「ごみ有料化条例の無効確認等控訴事件」が開廷されました。原告側傍聴者は19人、南は鶴沼から、北は長後まで広範囲にわたり、特に三鷹市や、相模原市からも来ておられたのには感激しました。

午前11時、事務官の「起立」の声とともに、裁判官3名が入室し、始まりました。（裁判長）から、原告に向けて、裁判の進行について意見があれば述べなさい。

（渡辺）一審判決は裁判官の独自の判断に基づくもので、行政への配慮に傾いたものです。地方自治法、廃掃法に対する官庁・学識経験者の意見聴取をした上で客観的・合理的な高裁の判決を求めます。（小林）地裁判決は、法解釈についてきちんと論じておらず、裁判所だけの結論だけが述べられているもので、不服です。（諏訪）証拠としての書証の提出、証人の申請をする準備をしています。

（裁判長）被告側の弁護士に、進行について意見がありますか。（弁護士）ありません。

（裁判長）合議をするため暫時休憩する。（この間・・・傍聴席では・・・流石に高裁の裁判長だ、原告らに、今後の裁判の進行について意見を聞くとはい、民主的な裁判が期待されるとささやきあっていた）裁判官は席を離れて合議、数分後に席に戻りました。

（裁判長）裁判は結審し、4月27日午後1時15分判決言い渡しする。と席を立ち、退席してしまいました。まさにあつという間の出来事でした。もっと原告側に弁論の機会が与えられるものと期待していた気持ちは完全に裏切られてしまったのです。

裁判所からの帰途、傍聴の皆さんと、「東京高裁は、ごみ有料化の法的根拠について、論議を避けたいということなのだろうが、納得できない。ごみ有料化を進め、市民に経済的インセンティブを加えることによって減量をはかるという考え方は、住民を無視した政策であり、裁判所はこのようなことをもって、ごみ処理有料化を認めるべきでなく、ごみ手数料が適法であるか否かを堂々と議論すべきである」と話し合いました。

後日、原告3名は、相談の結果、16日の裁判において原告が申し立てた意見について何の説明もないことに異議を申し立てをすることとし、弁論の再開、書証の提出、証人申請など、**口頭弁論再開申請書を東京高等裁判所に提出した**とのことでした。

ごみ有料化に反対するわれわれ藤沢市民は、東京高等裁判所が原告市民の言い分を聞かない非民主的な裁判を改め口頭弁論再開をすることを求めるものです。具体的には**弁論再開要請署名を東京高裁に提出**してゆきたいと思いますのでご協力ください。

（上野武雄）

希望の種をまくー今、農業に夢を

第30回地元の農業を考える会主催の催しがあり参加しました。

講師は河野直践氏（茨城大学教授）で、学生のころ主催者の一人、浅井まり子さんのお知り合いで、法学部出身・農学博士です。

主題をわかりやすく話されてユーモアあり楽しい講演でした。

他にお米の紙芝居、果樹栽培の農家の関根さんのお話、試食会、即売もありましたが、河野先生の内容を紹介します。

1. なぜ種を蒔くのか…このままでは食と農に「悪夢」が到来する

日本の家族はみんな一緒に食卓を囲み同じものを食べるという食文化があった。「個食・短食・欠食」と飽食の時代になって食と農が遠くなりすぎ、何が起きているかも分らない。世界の食糧需給が逼迫に向かっている。私たちの「食」は危機に直面している。

食と農を庶民の手に取り戻せー 日本の農に「農業活性化」という名目で、規制が緩和され「株式会社による農業参入」があり、企業による農地の集積で食糧不足が到来し、外国人労働力に依存した農業の未来がある。

発展途上国、穀倉地帯では今、農地の買い占めが始まっている。

私たちは、貴重な農地を守ることー都市農業を振興することー地産地消や食育、農業体験など、消費者に「農の価値」をアピールする必要がある。

石川県の星稜女子短大では農業実習が必須科目となっている。「ノギャル」という言葉も出てくるようになった。

2. 誰が種を蒔くのか…生産者と消費者の協同ということ

強いもの勝ちの格差社会、会社の奴隷となって時間に追われる人間性のない生活で、ホネは、スローフード、スローライフ、スローシティでゆっくりと自然に中で人間らしく生きる人間性復権で生産者と消費者が手をつないで暮らすことである。

生産者と消費者の協同活動は広がっている。

- ・愛知県有機農産生協では「産消混合型協同組合」。
- ・コープ鹿児島では、生協が農場を開いて消費者が耕作し、農産物は店舗で販売。
- ・福島大豆の会は農協、生協、加工業者が集まって県産大豆製品を普及している。

3. どんな種を蒔くのか…ホンモノにこそ夢と希望がある

いのちを見失いつつある現代人ー大学ではサークル活動に参加する学生が少なくなり、「草食系男子」のことは通り生活力が低下し、生命力が失われている。

「いのち」が見えない子どもたちは、「カブトムシの電池がなくなった」「人は死んでも生き返る（ゲームのように）」と言うようになり、誰がそんな子どもにしたのか。

農の世界には「いのち」があふれている。「ホンモノ」には「いのち」が宿っている。ニセモノを見分ける力を付けること。

例として、ビルの地下に作った「パソナ」人工農場では、電気を使い照射しているが、日光を使わないことはバカバカしくておかしい。

全農茨城県経済連の地産地消の「森のレストラン」のように、地元で美味しいレストランを運営している例もある。

世代を受け継いで「希望の種」をまき続けようと締めくくった。

（日比 遥）

湘南地域における農地の保全に関する研究

背景・目的

農業では少子高齢化や担い手の減少などにより農家が減少している。それに伴い、遊休農地の増加という問題が起きている地域が増えている。そこで、この遊休農地を市民が有効に活用することにより農地として残していくことにより町の景観や災害時に避難できる場所を確保することや、都市温暖化を防ぐこともできる。また、市民が農業と触れ合うことにより農業への関心がより高まり、農業の環境にも良い影響をあたえることができる。これを都市近郊に位置する藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市に当てはめ、新しい取り組みを考え、市役所や農協に提案・提出することを目的とする。

考察

全国や本対象地で農家が減少しているが、その理由はヒアリング調査の結果から『担い手の不足』が一番大きく、農家の減少に直接関係しているのではないかと考える事ができる。今では子供に何の職業に就くかは選ばせる農家が多く、農家自身が現実として税金や高齢化などの目の前にある問題を考えてしまうと農業に希望を持てないためだと推察できる。しかし、実際に農地を所有しているのは農家であり、そこを子供達が新しい担い手として引き継いでいかななくてはならない。そのためにも全ての農家の農業に対する考えを改めていく必要があるが、それは難しい事である。以上の事から担い手が減少していけば農家も減少してしまう。農家が減少し続けても残ってしまった農地は遊休農地になってしまう。つまり、現状では農家の減少を止めることは難しく、農家以外の人が農地を活用していく方法を考えていかなければならない。

本対象地には農地が集まった場所や広い農地もあるが、遊休農地は全てがそうではなく、住宅地の中にも存在しており、面積が狭い場合が多い。そのためアグリシティのように一区画の小さい方が適応し、開設に関する費用や管理費は、市やJAであれば抑えることができるのではないかと考えている。また、市民農園の利用者が増え、農業に関心を持つ人が増えれば、日本の農業の売り上げや農家の減少にも良い影響をあたえることができるのではないかと推察できる。市民農園以外にも都市化が進む本対象地では町の活性化や景観整備を兼ねた試験栽培や農業の助けとなる試験栽培でも適応すると考えられる。ヒアリングの結果、使っていない農地を所有しているだけの人が多く、農家の中には他人に農地を貸すと「返ってこないのではないか」「使いたい時にすぐに使えないのではないか」などの不安があるため貸すことがないのだと推察される。この考えも講習会などによって改めさせていかなければならない。

私達はこれまでの結果と考察から本対象地域でこれ以上遊休農地が広がらないようにしていくためには、農家の減少を止めるのではなく、農地を市民によって守っていけるような新しいシステムを考えていく必要がある。以下は私達が考えた案になっている。

公園付き市民農園

一般的な公園が中心にあり、その周りに市民農園がある。公園は公共の場のため市民農園の利用

者以外の人にも訪れることができ、市民農園も自由に見てまわる事ができる。市民の憩いの空間にもなり、人が多く住んでいる地域や、市民農園の区画も小さくて良いので、多少狭い遊休農地にも適応することができる。

食堂付き市民農園

農地の一部に食堂もしくはレストランとしての建物があり、残った農地が市民農園となっている。食堂および市民農園の管理は市が行い、運営は市民農園を借りる人や近隣住民が協力して行う。食堂の材料は市民農園で収穫された余りや、提供用に別に栽培したものなどを使用する。この案では建物が付帯するため、狭い遊休農地では適応が難しい。

循環型市民農園

市民農園と地元のレストランが一体化した市民農園となっている。市民農園で栽培された作物の余りや、提供用に栽培した作物を地元のレストランに提供する。そこで出た残渣を大型のコンポストで堆肥化し市民農園に利用する。レストランのすべての料理を補うわけではないので多少狭い遊休農地でも適応できるが、レストランと利用者の協力が必要。

試験栽培農場

遊休農地を市役所やJAが借り、気候や立地条件などの環境に合った作物がないかを研究する。

細分化市民農園

遊休農地を細かく分け、一区画が小さい農地として貸し出し、多くの市民が利用できるようにした市民農園である。市民が多く住んでいるマンションの近くや市街化区域には有効。また、遊休農地が狭くても形が悪くても細かく分けるため適応することができる。

堆肥牧場

遊休農地で牛、豚などを放牧する。そこで出た糞を剪定材などと混ぜ合わせ堆肥として農家に提供する。乳搾り体験や乗馬体験を行い、市民が動物たちと触れ合うことができる。広い遊休農地と農家の協力が必要であり、動物の臭いもあるので市街化区域で開設することは難しいが、開設することができれば遊休農地を広い面積で解消することができる。

観光型市民農園

本来の市民農園の機能に加え、宿泊、ワークショップなどの体験できる市民農園である。この市民農園では県外の人を海や都市近郊へ呼び寄せる事も目的としており、滞在期間を設けて海や海周辺の観光案内し、町同士の交流ができると考えられる。

一人一本の木計画

一つの区画に木を植え育てていく。木が生長していけば鳥の住み家や日陰のある場所を作ることができ、憩いの場として景観も良くなると考えている。樹木なので生長に時間がかかるため利用期間に制限を付けないことが条件となる。また一本の木なので一区画は形が悪くても狭くても済み、狭い遊休農地でも適応することができ多くの人が参加できる

(日本大学生物資源科学部 若狭康郎・宮川聡子)

平成22年1月14日

武田薬品工業株式会社

代表取締役社長 長谷川閑史 様

鎌倉市長 松尾 崇

(仮称) 武田薬品工業株式会社新研究所建設事業について (要請)

寒気の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社の(仮称)武田薬品工業株式会社新研究所建設事業に関しては、本市及び本市議会に対して、安全に関して不安の声が陳情により寄せられたことから、これまでも、貴社に対して要請を行って参りました。

平成21年鎌倉市議会12月定例会において、別添の陳情第24号「武田薬品工業新研究所の実験動物焼却炉施設に伴う周辺住民等の公衆衛生上の安全措置を求めることについての陳情」が採択され、市としての対応が求められております。

そこで、貴社におかれましては、「焼却炉の設置申請が出される前にその計画の公衆衛生に関わる詳細を住民等に説明し理解を得る」という当該陳情の趣旨について十分配慮し、当該住民とのコミュニケーションを充実していただくことを改めて要請いたします。

(事務担当)

鎌倉市環境部環境保全課 斎藤

Tel 0467-61-3420(ダイヤルイン)

藤沢市長 海老根 靖典 様

平成 22年 2月26日



武田薬品工業(株)に対し、実験動物焼却炉の安全性に付いての
住民説明会開催を要請して頂くことについての陳情

武田薬品工業(株)(以下「武田薬品」という)は、現在建設中の新研究所に、実験動物の死骸を1日(6時間稼働)で1.8トン処理する大規模焼却炉設置を計画しています。武田薬品の実験動物焼却炉は通常のゴミ焼却とまるで異なるのに、公衆衛生上の問題は全く明らかにされていません。近隣住民をはじめ、周辺地域に居住する市民に対し、健康上重大な影響を及ぼす恐れがあります。

既に鎌倉市においては、住民陳情に基づき、市長より武田薬品工業(株)に対し、住民説明会の開催を申し入れてあり、近々開催されるとのことです。

藤沢市長におかれましても、焼却炉の設置申請が出される前に、その計画の公衆衛生に関わる詳細を住民等に説明し理解を得るべく、関係機関から武田薬品工業(株)に対し住民説明会開催を要請して頂くよう陳情します。

陳情代表者 安楽菊男ほか76名

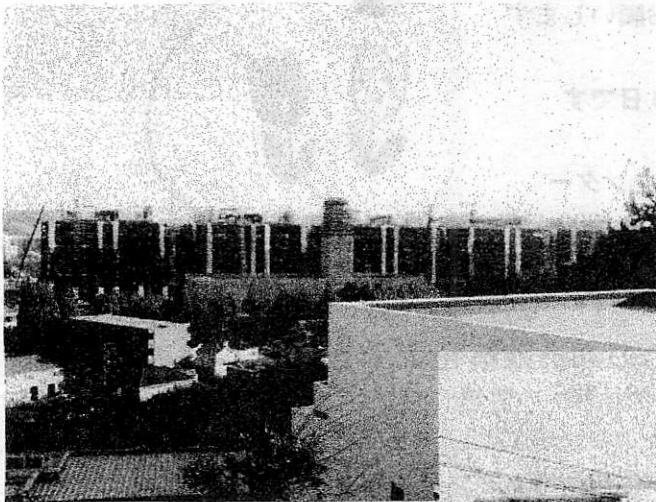
武田薬品動物焼却炉の安全性を問う

昨年 12 月、鎌倉市議会で採択された、「武田薬品動物焼却炉建設に当たっては公衆衛生に関わる詳細を周辺住民に説明するよう」求める陳情にもとづき、松尾鎌倉市長は下記のような要請を今年 1 月 14 日、武田薬品工業長谷川社長に行なった。

藤沢市でも 12 月市議会に、武田薬品動物焼却炉建設中止の陳情を対策連絡会が提出したが否決され、市の判断は、実験動物の死体は一般廃棄物であり、化製場法による人家から 300m 離して動物焼却炉を建てるべきという規制には適用されないというものだった。しかし改めて住民説明会を武田薬品に開催するよう働きかける陳情を下記のように 2 月 26 日に海老根市長におこなった。

1 日 1.8 トンも焼却される計画の実験動物、様々な化学薬品や放射性物質等が投与された動物死体からは臭いと共に有害な物質が排気され、たとえ濃度規制値はクリアしても、総量は計り知れない。現在、県に提出されたダイオキシン類特別措置法に基づく申請と、藤沢市管轄の県生活環境の保全に関する条例に基づく申請手続き中である。WHO が勧める、2 度焼きで 2 度目は 1000 度以上などの安全性を確保していないならば、重大な環境負荷となる可能性がある。説明会には多くの人が参加でき、充分納得のいく説明をしていただきたいものである。

(青柳節子)

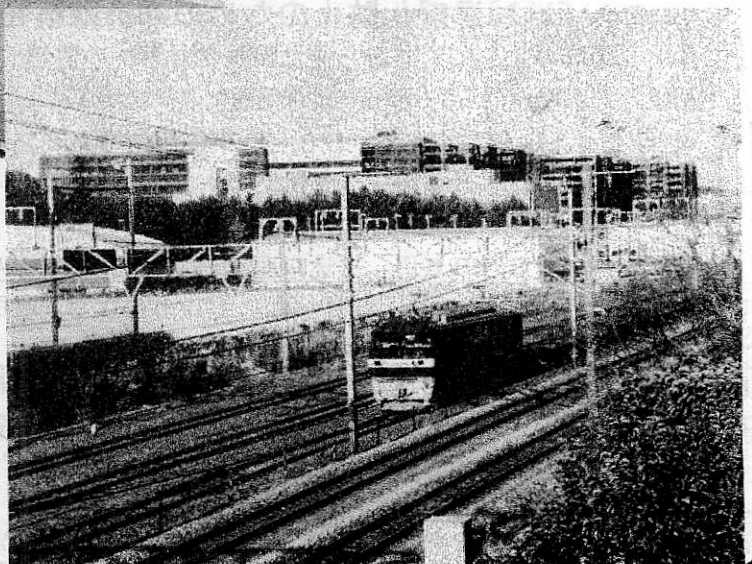


北側住宅街から見える建設中の
武田薬品研究所

(2009.11.26 撮影)

建設中の武田薬品研究所
南側を走る JR 線

(2010.2.7 撮影)



藤沢市消費者大会

清潔志向が健康や環境の悪化をまねく ～アトピーからがんまで～

講演 藤田紘一郎 氏 (人間総合科学大学教授)

3月28日(日) 13:30～

藤沢市役所7階第7会議室 託児室あり(申し込み)

主催 藤沢市消費者団体連絡会 ☎25-1111 内線2592



地球温暖化問題と社会構造の転換 ～米日の政権交代とCOP15～

講師 川崎 健 氏 (東北大学名誉教授)

とき 3月21日(日) 14:00～16:30

ところ 藤沢市民会館 教養室 参加費1000円

主催 湘南学習会議/鎌倉逗子学習会議 ☎44-3863 大山

ゴミ有料化裁判 傍聴をお願いします

4月27日(火) 13:15～ 東京高等裁判所825号法廷

連絡先 44-2652 村上

武田問題住民訴訟 4月14日(水) 14時から

横浜地方裁判所502号法廷 傍聴をお願いします

連絡先 080-5099-4264

武田公害調停署名 第4次集約は3月19日です

武田薬品対策連絡会 総会

3月7日(日) 13:30から 市民活動推進センター

主催 武田問題対策連絡会 連絡先 080-5099-4264



藤沢エコネットから

学習会「地球温暖化防止のための都市政策を考える」

藤沢のまちづくりから見た温暖化対策への構想

講師 大西勝彦さん (藤沢市地球温暖化対策地域協議会 代表)

4月11日(日) 13:30～ 市民活動推進センター

資料代300円 どなたでも参加できます

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット
 次回事務局会議 3月15日(月) 15:00～ 市民活動推進センター会議室

《編集後記》2000年3月に発覚した荏原ダイオキシン事件、あれから10年も経つ。もともとごみ問題研究会から発展発足した藤沢エコネットである。あの時は荏原ダイオキシン問題対策連絡会の事務局となり、8団体加盟で集会や陳情を繰り返し、藤沢市民のダイオキシン母乳、血中濃度測定を実現し、川底のダイオキシン規制である底質濃度規制に道を開いた。一難去ってまた一難。今度は武田薬品パイオ・巨大研究所建設問題である。市民の健康を守る行政がしっかりしてもらいたい。(A)